

3 火山災害時における防災体制

3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催

平常時および異常検知時には、大分県、竹田市、由布市、九重町のほか地方気象台や地方整備局、警察、消防、学識経験者などで構成される「九重山火山防災協議会」で情報収集・提供を行い、情報を共有する。

(1) 九重山火山防災協議会

各構成機関の地域防災計画・防災業務計画等に基づき、九重山の火山災害に備え、関係機関間等にて平時からの情報の共有を図るとともに、九重山の火山災害に関する情報交換及び警戒避難体制について共同で検討を行うことにより、事前対策及び迅速・的確な初動対応につなげることを目的とする。

(2) 幹事会

九重山で噴火が発生または発生するおそれがある場合の避難対象地域の指定・拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう、平常時及び緊急時に技術的検討を行う必要がある。そのため、九重山火山防災協議会は、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する各構成機関の実務者等による幹事会を置く。また、幹事会は、必要に応じて各構成機関以外の者を出席させることができる。

(3) 九重山火山防災協議会及び幹事会の構成（編成機関）

火山防災協議会及び幹事会は、大分県、市町、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、学識経験者、その他各機関により構成される。詳細については、「表 協議会及び幹事会の構成」に示す。

(4) 協議招集

協議会の会議は、会長が招集する。各構成機関は、噴火警戒レベルの推移を注視するとともに、各編成機関間において協議が必要と認めるときは、事務局に協議要請を行うものとする。事務局は、各構成機関からの協議要請に基づき、会長に報告・連絡し、各構成機関は所定の場所に参集する。

(5) 協議内容

協議会は、九重山火山防災協議会規約第2条各号に掲げる事項について協議を行う。

■九重山火山防災協議会規約

九重山火山防災協議会規約

(目的)

第1条 九重山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、九重山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、大分県、竹田市、由布市及び九重町が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 九重山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 大分県防災会議が法第5条2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 竹田市、由布市及び九重町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町への助言に関するこを含む。）

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長1名及び副会長3名を置く。
- 3 会長は、大分県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、竹田市長、由布市長及び九重町長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の開催)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会の構成員は、法第4条第3項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会の所掌事務の内容を検討するため、別表2に掲げる者で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、幹事長1名及び副幹事長1名を置く。
- 3 幹事長は、大分県生活環境部防災局長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。
- 5 幹事長は必要に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会構成員を招集し、意見等を求めることができる。また、幹事会構成員以外の者に対しても同様とする。
- 6 副幹事長は、大分県生活環境部防災局防災対策企画課長をもって充てる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐して幹事会の業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大分県生活環境部防災局防災対策企画課、竹田市総務課、由布市防災安全課及び九重町危機管理情報推進課が合同で行い、原則として人分県生活環境部防災局防災対策企画課が代表して庶務を行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

表 3-1 九重山火山防災協議会・幹事会の構成員

別表 1

九重山火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	構成員	備考
県 (第1号)	大分県知事	会長
市町 (第1号)	竹田市長 由布市長 九重町長	副会長 副会長 副会長
地方気象台等 (第2号)	気象庁福岡管区気象台気象防災部長 気象庁大分地方気象台長	
地方整備局 (第3号)	国土交通省九州地方整備局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊西部方面特科隊長 陸上自衛隊西部方面戦車隊長	
警察 (第5号)	大分県警察本部長	
消防 (第6号)	竹田市消防本部消防長 由布市消防本部消防長 日田玖珠広域消防組合消防本部消防長	
火山専門家 (第7号)	鹿児島大学 名譽教授 下川悦郎 鹿児島大学 名譽教授 小林哲夫 京都大学 名譽教授 鹿山恒臣 京都大学 名譽教授 竹村恵二 九州大学 教授 藤光康宏	
その他 (第8号)	大分県生活環境部長 林野庁九州森林管理局長 国土交通省国土地理院九州地方測量部長 国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長 環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所上席国立公園管理官 一般社団法人大分県バス協会会長	

別表2

九重山火山防災協議会幹事会構成員

区分	構成員	備考
火山専門家	鹿児島大学 名誉教授 横下川 慶郎	
	鹿児島大学 名誉教授 小林哲夫	
	京都大学 名誉教授 鍋山恒臣	
	京都大学 名誉教授 竹村惠二	
	九州大学 教授 藤光康宏	
県	生活環境部防災局長	幹事長
	生活環境部防災局防災対策企画課長	副幹事長
	企画振興部観光・地域局観光・地域振興課長	
	生活環境部自然保護推進室長	
	土木建築部砂防課長	
	中部振興局次長兼地域防災監	
	豊肥振興局次長兼地域防災監	
	西部振興局次長兼地域防災監	
	大分土木事務所長	
	竹田土木事務所長	
市町	玖珠土木事務所長	
	竹田市総務課長	
	竹田市商工観光課長	
	由布市防災安全課長	
	由布市商工観光課長	
気象台等	九重町危機管理情報推進課長	
	九重町商工観光・自然環境課長	
地方整備局	気象庁福岡管区気象台気象防災部火山防災情報調整官	
	気象庁大分地方気象台防災管理官	
陸上自衛隊	国土交通省九州地方整備局企画部火山防災対策分析官	
	陸上自衛隊西部方面特科隊第3科長	
警察	陸上自衛隊西部方面戦車隊第3科長	
	警察本部生活安全部地域課次席	
	警察本部警備部警備第二課灾害対策官	
	大分南警察署警備課長	
	玖珠警察署警備課長	
消防	竹田警察署警備課長	
	竹田市消防本部警防課長	
	由布市消防本部警防課長	
その他	由田玖珠広域消防組合玖珠消防署長	
	林野庁九州森林管理局計画係全郡治山課長	
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署長	
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署長	
	国土交通省国土地理院九州地方測量部防災情報管理官	
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所副所長	
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所上席国立公園管理官	
	一般社団法人大分県バス協会専務理事	

3. 2 災害対策本部等の設置

(1) 県及び各市町

大分県及び竹田市、由布市、九重町は、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置するなど速やかに噴火警戒体制を確保する（各構成機関の配備体制については巻末資料2）参照）。

(2) 各構成機関（県及び各市町を除く）

九重山火山防災協議会の各構成機関（県及び各市町を除く）の長は、防災業務計画等をはじめ、それぞれの計画に定める体制をとる。

(3) 体制情報の共有

各構成機関の長は、設置又は確立した体制の内容について、速やかに県に連絡するものとする。県は、同連絡に基づき、各構成機関の体制を集約し、それぞれが体制に係る情報を共有できるよう連携・連絡体制の徹底を図るものとする。

3. 3 各構成機関の配備体制

各構成機関の配備体制についての概要は以下となる（詳細は巻末資料2）各構成機関の配備体制参照。

(1) 情報連絡体制

大分県及び各市町（竹田市、由布市、九重町）は、情報の収集・伝達並びに災害予防・警戒活動を行うため、次の表で示す体制をとることとする。

表 3-2 県及び各市町の情報連絡体制概要

構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所
大分県	◆災害対策連絡室	◇室長 防災対策企画課長	◇別に定める職員	◇県庁舎新館8階 大分県防災センター内
	◆地区災害対策連絡室	◇地区室長 振興局次長 (地域防災監)	◇別に定める地方機関の職員	◇振興局内
竹田市	◆災害対策連絡室	◇室長（総務課長または課長が指名する者）	◇警戒1次及び2次体制要員	◇市役所総務課内
	◆支所災害連絡室	◇室長（支所長または支所長が指名する者）	◇警戒1次及び2次体制要員	◇各支所内
由布市	◆災害警戒準備室		◇防災安全課職員全員	◇本庁舎
	◆支部災害警戒準備室		◇各振興局 2名	◇本庁舎、挾間庁舎、湯布院庁舎
九重町	◆災害対策連絡室		◇危機管理情報推進課 ◇特に関係のある本庁の課の職員	

（2）警戒体制（災害警戒本部の設置等）

大分県及び各市町（竹田市、由布市、九重町）は、災害情報の把握、関係機関との連絡調整、災害応急対策を行うため、次の表で示す体制をとることとする。

表 3-3 県及び各市町の警戒体制概要

構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所
大分県	◆災害警戒本部	◇本部長 生活環境部防災局長	◇副本部長 生活環境部防災危機管理監	県庁舎新館8階 大分県防災センター内
	◆情報室	◇室長 防災対策企画課長	◇副室長・室員 別に定める職員	
	◆地区災害警戒本部	◇地区本部長 振興局長	◇地区副本部長 振興局次長（地域防災監）	振興局内
	◆地区情報室	○地区室長 振興局長	○地区副室長・地区室員 別に定める地方機関の職員	
竹田市	◆災害警戒本部	◇本部長（副市長）	◇副本部長（総務課長） ◇部員（警戒3次体制要員）	◇市役所内庁議室
	◆支所災害警戒本部	◇本部長（支所長）	◇副本部長（いきいき市民課長） ◇部員（警戒3次体制要員）	◇各支所内
由布市	◆災害対策警戒本部	◇本部長：副市長	◇副本部長：総務課長、建設課長、福祉課長、会計管理者、消防長 ◇本部員：総務課、建設課、農政課、水道課、福祉課、防災安全課 ◇待機：各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ◇各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部局で定める）。	◇本庁舎
	◆支部災害対策警戒本部	◇支部本部長：振興局長	◇支部副本部長：地域整備課長（挿間・湯布院振興局）、地域振興課課長補佐（庄内振興局） ◇支部本部員：各振興局5割	◇本庁舎、挿間庁舎、湯布院庁舎
九重町	◆災害警戒本部（災害警戒体制）		◇危機管理情報推進課、総務課、企画調整課、建設課、農林課、教育振興課、議会事務局 ◇総務班体制に加え、関係職員の少人数で配備	
	◆救助体制		◇危機管理情報推進課、議会事務局、健康福祉課、企画調整課、災害の事態に応じ応急処置を実施する課 ◇災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備	

噴火による被害や避難者が発生した場合は、状況に応じて非常体制に移行するものとする

（参考：噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き P.61）。

(3) 非常体制（災害対策本部の設置）

大分県及び各市町（竹田市、由布市、九重町）は、輻輳する災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、次の表で示す体制をとることとする。

表 3-4 県及び各市町の非常体制概要

構成機関	体制	責任者	部室員	設置場所
大分県	◆災害対策本部	◇本部長 知事	◇副本部長 副知事、警察本部長 ◇本部員 知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、	◇県庁舎新館8階 大分県防災センター内 (ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする)
	◆地区災害対策本部	◇地区本部長 振興局長	◇地区副本部長 振興局次長(地域防災監)、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長 ◇地区本部員 地方機関の長 ・地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。	振興局内
	◆現地災害対策本部	◇現地本部長 副知事、本部員(県警本部長を除く)及び副部長のうちから本部長が指名	◇現地副本部長 地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名 ◇現地本部員 関係部の要員及び関係地区的地区本部員のうちから本部長が指名	随時決定
竹田市	◆災害対策本部	◇本部長(市長)	◇副本部長(総務課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)	◇市役所内庁議室
	◆支所災害対策本部	◇本部長(支所長)	◇副本部長(いきいき市民課長) ◇部員(災害対策本部体制要員)	◇各支所内
由布市	◆災害対策本部	◇本部長：市長	◇副本部長：副市長、教育長 ◇本部員：各部各班長	◇本庁舎
	◆支部災害対策本部	◇支部本部長：振興局長	◇支部副本部長：地域整備課長(挾間・湯布院振興局)、地域振興課課長補佐(庄内振興局) ◇支部本部員：各振興局員	◇本庁舎、挾間庁舎、湯布院庁舎
九重町	◆災害対策本部(非常体制)		◇災害対策本部設置基準により配備	

4 平常時の防災対応

4. 1 情報収集・伝達体制

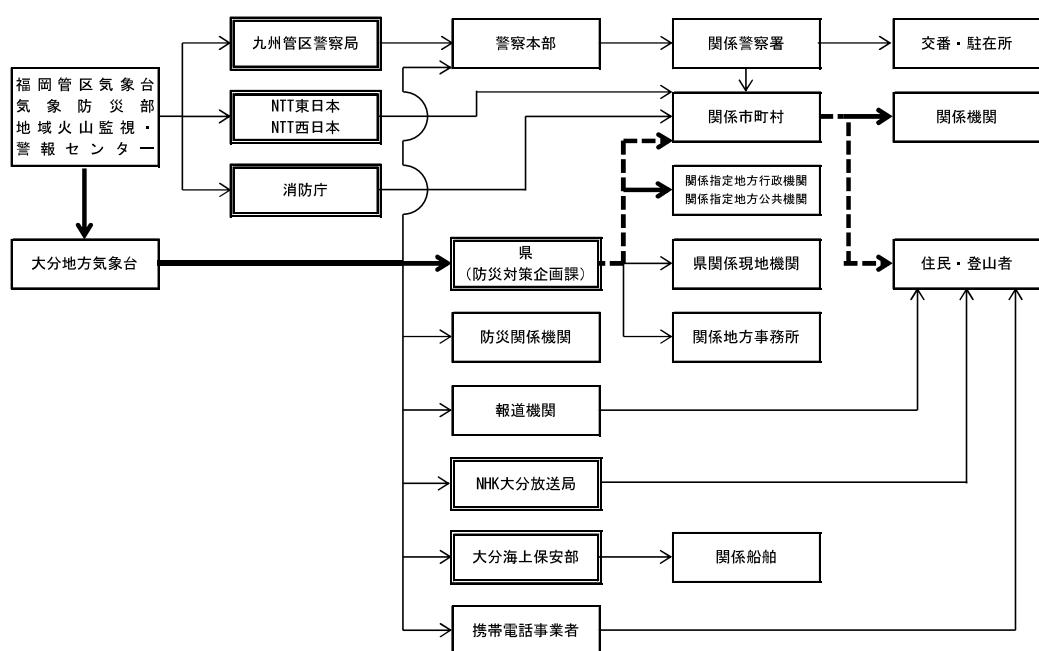
(1) 噴火警報・予報等の情報伝達

九重山に関する噴火警報・予報等の火山に関する情報は、福岡管区気象台の地域火山監視・警報センターが発表し、図 4-1 の経路により各関係機関へ伝達する。住民や登山者等へは、関係市町等を通じて周知する。

県は、防災情報ネットワークシステム、FAX 等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。

市町や関係機関は、必要に応じ、緊急速報メールや防災行政無線等多様な手段により、住民、登山者等への周知を行う。

図 4-1 噴火警報・予報等の情報伝達系統図



注1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注3 太線及び点線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

表 4-1 収集・整理する情報の例

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	気象庁
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省

出典：噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（H28.12, 内閣府）

(2) 住民への情報伝達

イ 平常時の情報伝達

県及び市町は、各種広報媒体を活用し、九重山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示し、啓発に努める。

市町は、避難対象地域の住民に対し、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難方法、住民への情報伝達方法について、周知する。

ロ 緊急時の情報伝達

市町は、防災行政無線や広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を活用し、避難対象地域の住民等に対して、避難に関わる情報を、迅速かつ確実に周知する。

県は、ホームページやSNS等を活用し、市町が行う情報伝達を支援する。

図 4-2 竹田市の情報伝達系統図

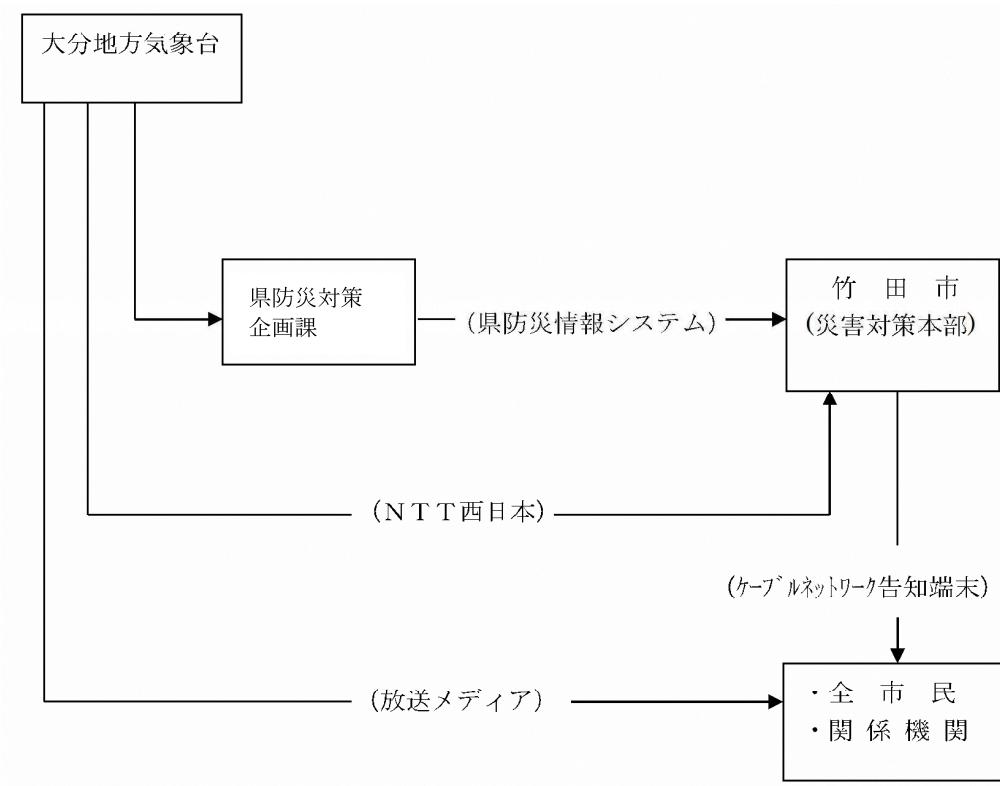


図 4-3 由布市の情報伝達系統図

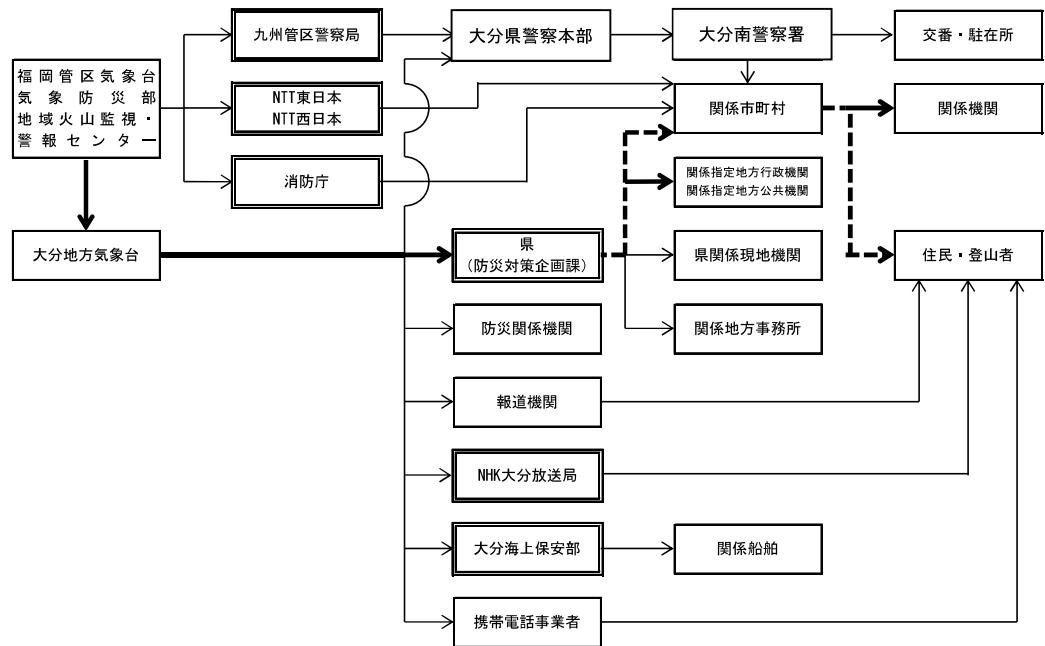
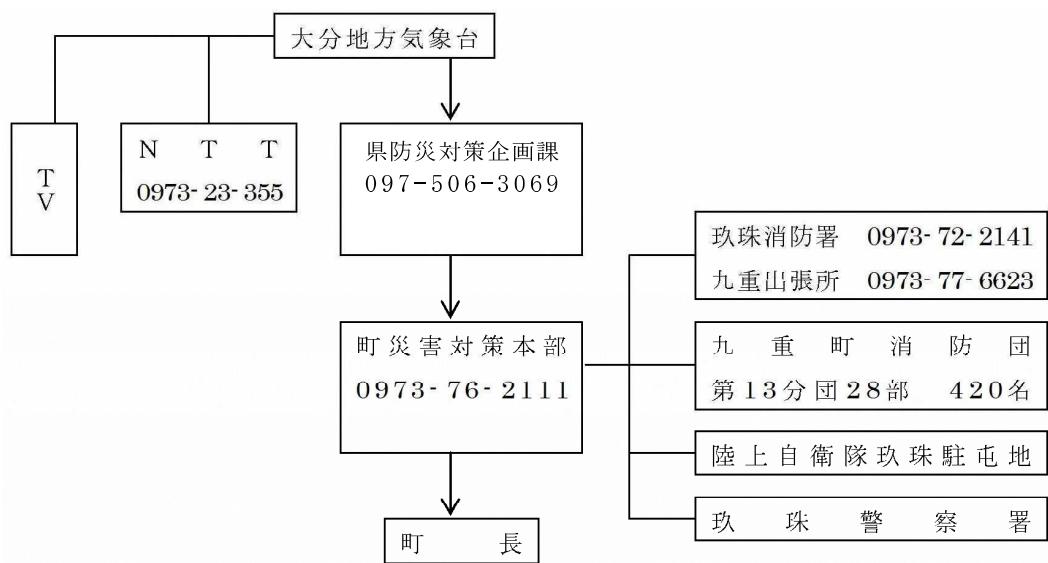


図 4-4 九重町の情報伝達系統図



(3) 登山者等への情報伝達

イ 平常時の情報伝達

県及び市町は、各種広報媒体の活用のほか観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、九重山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示し、啓発に努める。

ロ 緊急時の情報伝達

県及び市町は、緊急速報メール、県民安全・安心メール、防災ヘリ等あらゆる手段を活用し、登山者等に対して、緊急の情報（噴火警報や入山規制、避難勧告・指示等）を周知する。

県及び市町は、各種広報媒体の活用のほか観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、交通事業者、放送事業者等の協力を得て、緊急の情報を広報し、周知を図る。

(4) 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条）

イ 基本方針

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は遅滞なく、その旨を当該市町の首長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報しなければならない。

通報を受けた市町長は、その旨を大分地方気象台及びその他の関係機関に通報しなければならない。

市町長は、県その他関係機関と連携して迅速・的確な防災体制の確立を図る。

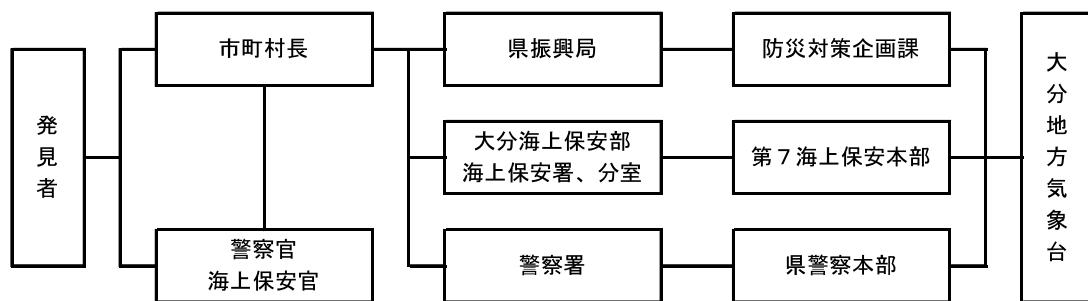
表4-2 火山活動による主な異常現象の例

現象の区分	現象の例
噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流等）及びそれに伴う降灰砂等
噴火以外の 火山性異常現象	①火山地域での地震の多発 ②火山地域での鳴動の発生 ③火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ ④噴気・噴煙の顕著な異常変化、噴気孔・火口の新生・拡大・移動、噴気・噴煙の量・色・臭・温度、昇華物等の異常変化 ⑤火山地域での湧泉の顕著な異常変化 (湧泉の新生・枯渇、量・味・臭・色・濁度・温度の異常変化等) ⑥火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ ⑦火山付近の海洋・湖沼・河川の水の顕著な異常変化 (量・濁度・臭・色の変化、軽石・死魚の浮上、発泡、温度の上昇等)

□ 市町の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市町長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次の関係機関に通報し必要な措置を求める。

図 4-5 異常現象等通報系統図（大分県地域防災計画）



八 県の措置

市町からの通報は、生活環境部防災局防災対策企画課で受信し、各部局に伝達して必要な措置を求める。また、生活環境部防災局防災対策企画課は、大分地方気象台に通報があった旨を伝達する。

○火山情報連絡員からの通報

平素から、火山情報連絡員※の登録を促進するとともに、異変情報が迅速に気象台へ伝達されるよう連絡体制を整備する。

※火山情報連絡員：日頃、山を見ている人（火口近くに位置する避難促進施設管理者、山岳ガイドなど）

4. 2 登山者等に対する注意喚起

県、各市町及び関係機関は、自ら、もしくは観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及啓発を図る。

また、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

さらに、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

表 4-3 登山者等への情報周知箇所（竹田市）

区分	施設名	所在地	備考
市庁舎	竹田市久住支所	竹田市久住町大字久住 6161-1	
観光施設	久住高原観光案内所	竹田市久住町久住 3987	

表 4-4 登山者等への情報周知箇所（由布市）

区分	施設名	所在地	備考
登山口	黒嶽荘入口	由布市庄内町阿蘇野 2259	
登山口	白泉荘入口	由布市庄内町阿蘇野 2261	
登山口	男池登山口	由布市庄内町阿蘇野 2965-3	

表 4-5 登山者等への情報周知箇所（九重町）

区分	施設名	所在地	備考
観光施設	長者原ビジターセンター	玖珠郡九重町大字田野 255-33	
登山口	牧ノ戸登山口	玖珠郡九重町湯坪	

くじゅう連山登山地図

お問い合わせ

くじゅう分かれ避難小屋トイレでは、平成19年9月より
トイレ清掃協力金として、1人100円程度の協力金をお
願いしています。(任務)
トイレは定期的に清掃管理を行っていますが、清掃管理
や維持管理には多大な経費が必要になります。
皆さんのご理解とご協力をお願いします。

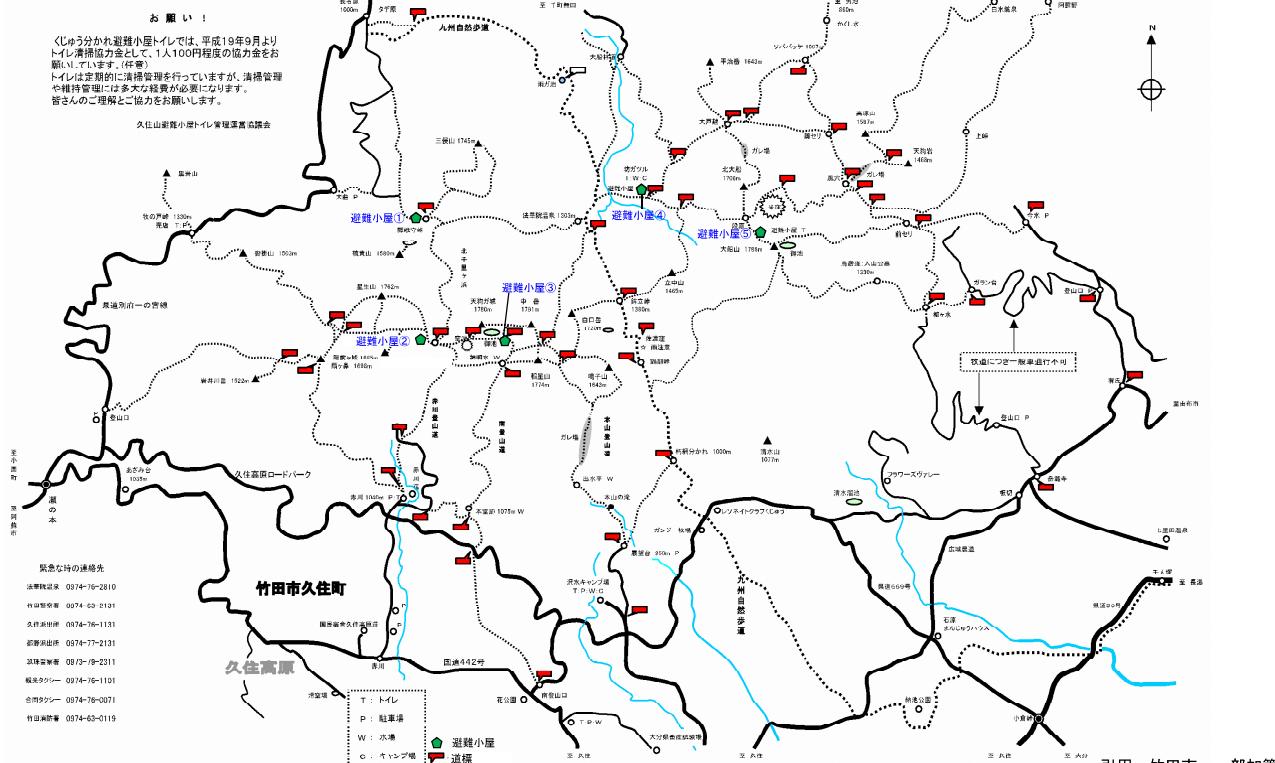


図 4-6 くじゅう連山登山地図

4. 3 登山者の把握（登山届提出の周知）

県及び市町は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発を図るものとする。また、観光施設や宿泊施設等にも協力を求め、登山計画書（登山届）の提出を促進するとともに、観光事業者等との情報連絡体制を構築し、緊急時の登山者の情報把握に努める。

＜登山計画書（登山届）の提出方法（例）＞

- ・管轄警察署への提出
- ・インターネットや携帯サイトからの提出
(大分県警察 HP <http://www.pref.oita.jp/site/keisatu/tozan.html>)
- ・各登山口での記帳台への記入

表 4-6 登山届記帳台設置個所一覧

火山区分	山岳名	設置場所（登山口）
鶴見岳・伽藍岳	鶴見岳	鶴見岳御岳権現先登山口
由布岳	由布岳・鶴見岳	由布岳東側登山口
	由布岳	由布岳正面（南側）登山口
	由布岳	由布岳西側登山口
九重山	黒岳	黒岳荘入口
	黒岳	白泉荘入口
	黒岳	男池登山口
	大船山・平治岳	大船林道入口（下湯沢）登山口
	久住山・三俣山	長者原登山口（すがもり越え）登山口
	大船山	長者原登山口（雨ヶ池越え）
	久住山・泉水山	牧ノ戸登山口
	星生山	大曲がり入口
	大船山	岳麓寺登山口
	大船山	今水登山口
	久住山	くたみ分かれ登山口
	久住山	表（沢水）登山口
	久住山	南登山口（岩崎道路交差点）
	久住山	赤川登山口
登山届記帳台設置例 (九重山牧ノ戸登山口)	扇ヶ鼻	瀬の本登山口

引用：大分県 HP

4. 4 避難施設の整備

県、各市町及び関係機関は、避難施設及びその他の施設について、各施設の状況及び整備等に係る検討などについて情報共有を図る。

(参考) 九重山の避難施設の設置状況

九重山には、大分県並びに竹田市、由布市及び九重町並びに事業者等が設置した火山災害対応の退避壕等の避難施設は無く、天候の急変時等における一時避難や、登山者等の休憩のための避難小屋(休憩小屋)が4施設整備されている(図4-6 くじゅう連山登山地図参照)。

表4-7 九重山避難施設の概要

避難小屋①:名称なし	所在地、設置者	構造・面積	現地調査の結果	備考
	すがもり峠 (九重町) 平成12年9月 大分県が設置 (自然公園事業)	鉄筋コンクリート 造平屋 28.0 m ² (8.6m×3.6m～ 4.6m)	<ul style="list-style-type: none"> 特に、老朽化や破損等みられず。 想定火口(硫黄山)に最も近い小屋(約500m)。登山道から逃げ込むことは容易。 施設の入り口周辺に障害となるものなし。開放型の休憩舎(全面完全オープン、左側面及び背面に開口部(出入口)あり。右側面の窓部分も解放。) <p>(避難施設としての機能)</p> <p>RC造のため、小規模な噴石等を一時的にしのぐことは可能か。(実際にどの程度の噴石等に耐えられるかは不明。)</p> <p>ただし、四方が「開放」の形状であり、また、一帯は火山ガスによる被害のおそれがあるため、火山災害からの避難施設としての活用は適当ではないものとみられる。</p>	天候の急変時等における一時避難や登山者の休憩のための小屋。火山災害対応の退避施設ではない。
避難小屋②:久住別分かれ	久住分かれ (竹田市久住町) 昭和39年11月 大分県が設置 (自然公園事業)	石造平屋 屋根:金属板葺 28.71 m ² (8.1m×4.5m)	<ul style="list-style-type: none"> 屋根や壁が老朽化。安全面への影響不明。 主要ルートから九重山等を目指す場合、必ず通る広場(久住分かれ)に設置。登山道から逃げ込むことは容易。 想定火口から約1km。入口は想定火口と反対側に設置(設置箇所一帯が窪地) 施設の入り口周辺に障害となるものなし。 入口1か所に扉なし(常に開放)、アクリル等の窓(全面、両側面) <p>(避難施設としての機能)</p> <p>本体が石造り、屋根が金属板葺であり、小規模な噴石等を一時的にしのぐことは可能か(実際にどの程度の噴石等に耐えられるかは不明)。</p>	天候の急変時等における一時避難や登山者の休憩のための小屋。火山災害対応の退避施設ではない。
避難小屋③:池ノ小屋	中岳直下・御池付近 (竹田市久住町) 昭和6年8月 竹田営林署(現大分森林 管理署)が設置	鉄筋コンクリート 石積造平屋 23.4 m ² (5.2m×7.3m)	<ul style="list-style-type: none"> 特に、老朽化や破損等みられず。 中岳(九州本土最高峰)を目指す主要ルート脇に設置。登山道から逃げ込むことは容易。 想定火口から約1.2km。入口は火口に対して横向き(90度程度) 施設の入り口周辺に障害となるものなし。 入口1か所(扉なし、施設なし、窓もなし)。常に開放 <p>(避難施設としての機能)</p> <p>鉄筋コンクリート石積造であり、小規模な噴石等を一時的にしのぐことは可能か(実際にどの程度の噴石等に耐えられるかは不明)。</p>	天候の急変時等における一時避難や登山者の休憩のための小屋。火山災害対応の退避施設ではない。
避難小屋④:名称なし	坊ガツル・法華院野営場 (竹田市久住町) 平成22年3月 大分県が設置 (地域活性化・経済危機 対策臨時交付金)	鉄筋コンクリート 石積造平屋 屋根:金属板葺 54.0 m ² (9.4m×6.4m)	<ul style="list-style-type: none"> 5年前に設置のため老朽化や破損等なし。 法華院野営場の大船山登山口に設置。登山道から逃げ込むことは容易 想定火口から約2km。入口1か所(扉あり)は、火口とほぼ反対向きに設置。付近に法華院温泉山荘あり 施設の入り口周辺に障害となるものなし。施錠されず、開放。ガラス窓(全面、両側面、背面) <p>(避難施設としての機能)</p> <p>本体が鉄筋コンクリート造、屋根が金属板葺であり、小規模な噴石等を一時的にしのぐことは可能か(実際にどの程度の噴石等に耐えられるかは不明)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 休憩舎であり、県は名称を付していない。 天候の急変時等における一時避難や登山者の休憩のための小屋。火山災害対応の退避施設ではない。

常時観測火山における登山者等の安全確保に関する調査(平成28年2月 総務省)

4. 5 避難促進施設（施設利用者へ避難を促す必要がある施設）

（1）避難促進施設の指定

- ・避難促進施設とは、火山現象の発生時に当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設である。
- ・各市町は、火口からの距離等施設の位置や影響する火山現象、利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に位置づける。避難促進施設の例を表に示す。
- ・避難促進施設を指定する場合には、十分説明を行うなど、施設の理解を得ながら共同で防災体制の構築を行う。避難促進施設の指定にあたっては、協議会において協議する。
なお、避難促進施設の指定については、内閣府が作成した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」（平成28年3月、内閣府（防災担当））を参考とする。
- ・協議会において、避難促進施設に設定するための基準・条件を定め、指定した避難促進施設の所在や利用者等の人数規模、連絡先等の情報を避難計画に記載する。
- ・避難促進施設の所有者等は、単独で又は共同して、避難訓練及びその他火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以降、「避難確保計画」という）を作成しなければならない。
- ・現状では、避難促進施設は指定されていないが、今後、指定や周知の方法等について検討を進める必要がある。

表4-8 避難促進施設のグループ分け

グループ			施設例
集客施設	A	交通関係施設	ロードウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル等
	B	宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋等
	C	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場、植物園、動物園等
	D	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、休憩施設、飲食店、物品販売業を営む店舗（土産屋等）等
要配慮者利用施設	E	医療機関	病院、診療所等
	F	医療機関以外の要配慮者利用施設	保育園、幼稚園、中学校、老人福祉施設、障害者支援施設等

出典：集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（H28.3、内閣府）

(2) 避難確保計画作成の支援

各市町は、避難促進施設との協議の場を設けるなど、避難計画との整合のとれた避難確保計画となるよう、その作成支援にあたる。